

部活動に係る活動方針

宮城県石巻北高等学校

基本方針

- 部活動における運営体制を整え、活動を計画的・効果的に行い、生徒の心身の健全な育成を図る。
- 生徒の人権に十分配慮するとともに、勝利至上主義に陥ることなく、個性の伸長と生涯教育の一環として運動部活動等の楽しさを味わわせるように心がける。
- 教員のワーク・ライフ・バランスの確立を目指した部活動指導に努める。

1 適切な運営のための体制整備

- (1) 部活動の顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- (2) 校長は、活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- (3) 部活動顧問は、複数配置し協力体制のもと、一部の顧問に負担が偏らないようにする。
- (4) 管理職は、部活動視察を定期的実施（月に1回程度）して、各部の活動内容の把握に努める。
- (5) 管理職は生徒や教員の負担が過度な場合、当該顧問と面談を実施して、適宜、指導・是正を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- (1) 部活動顧問は、生徒の心身の管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）に努める。
- (2) 管理職や部活動顧問は、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）に努める。
- (3) 部活動顧問は、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (4) 日々の練習に集中して取り組み、短時間でも内容の濃い練習を自発的・積極的に行える生徒の育成を図る。
- (5) 心肺蘇生法やAEDの講習を開催し、運動部の全ての生徒に受講を義務づけ危機管理体制を整える。

3 適切な休養日等の設定

- (1) 学期中は、原則として週当たり2日以上（平日1日、週休日に1日）の休養日を設ける。ただし、種目の特性上等で上記の基準によりがたい場合は、年間休養日の週平均が2日以上となるよう、休養日を他の日に割り振り振り返ることができる。
- (2) 長期休業中は、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- (3) 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。ただし、種目の特性上等で上記の基準によりがたい場合は、年間活動時間が週平均16時間未満で活動することができる。

4 参加する大会等の見直し

- (1) 生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。
- (2) シーズン期とシーズン期以外の活動にメリハリをつけ、生徒のモチベーション維持に努める。